

宇野辺ポートにおけるオープンカフェ(3)

- 大阪高速鉄道(株)の協力により宇野辺駅で飲み物無料サービス
- アンケート回答者を対象とするが、アンケートには積極的に回答

MOBILITY PORT 茨木・宇野辺駅周辺地区複合モビリティポート社会実験

モノレール宇野辺駅で

アンケートに答えて

ドリンク 1杯無料

です。

アンケートに答えて
オープンカフェで一息

11月19日(金) ~ 25日(木) 9:30~17:00
大阪モノレール宇野辺駅では期間中アンケートに
お答え頂いた方にオープンカフェで **ドリンク一杯無料**

20日(土) と 21日(日) インターネット無料体験!

OSAKA-MONORAIL

さらに、楽しいイベントでみなさまのご来場をお待ちしています。

11月20日(土)	10:30 ~	藤積ミラクルバンドの演奏 (茨木市立藤積小学校の児童による金管バンド)
	11:00 ~	自転車発電イベント
		☆インターネット体験イベント(フレッツ・スポットタイアップイベント)
21日(日)	11:00 ~	自転車安全バランス教室
	14:00 ~	自転車発電イベント
		☆インターネット体験イベント(フレッツ・スポットタイアップイベント)
23日(火・祝)	10:00 ~	木工クラブ教室(NPO法人シニア自然大学)
	13:00 ~	☆お子様名刺コーナー(16:30まで)

※なお、都合により内容、時間等が変更する場合がございますので、予めご了承ください。
今回の社会実験では、モノレール宇野辺駅とJR茨木駅を結ぶレンタサイクル(1回50円)も実施しています。

大阪高速鉄道株式会社



【オープンカフェ】 アンケート調査とその結果

(1) アンケート調査と回収

① 調査

調査票への記入とスタッフによる聞き取

② アンケート調査項目

ア。個人属性

イ。利用目的

ウ。今後の利用意向

エ。宇野辺駅でのオープンカフェの評価

オ。歩道や広場での休憩施設の必要性

カ。オープンカフェに求められる施設(自由意見)

キ。公共空間の利用のあり方と法的規制の方向
(自由意見)

アンケート回収状況

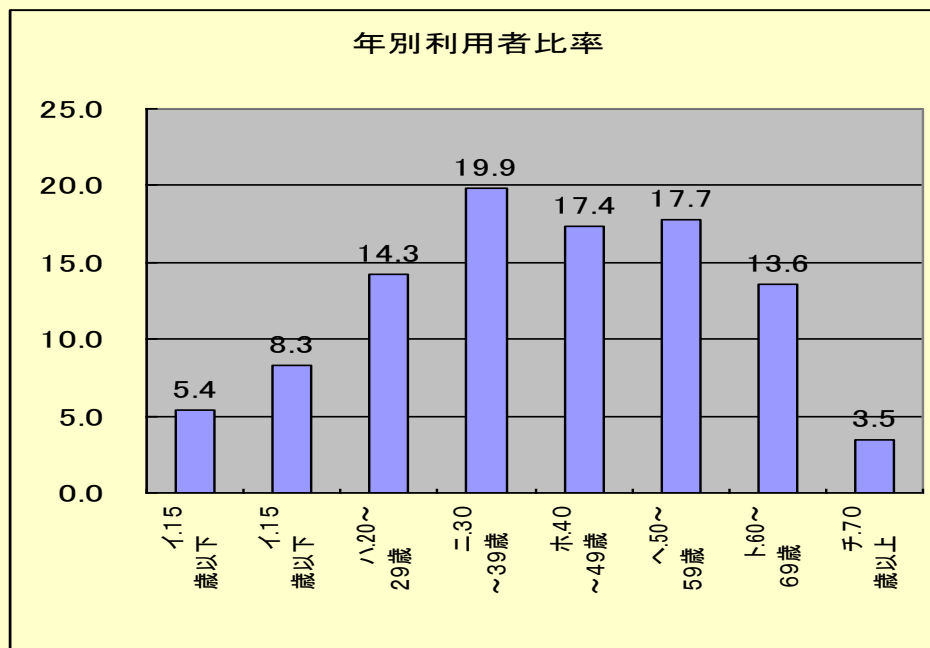
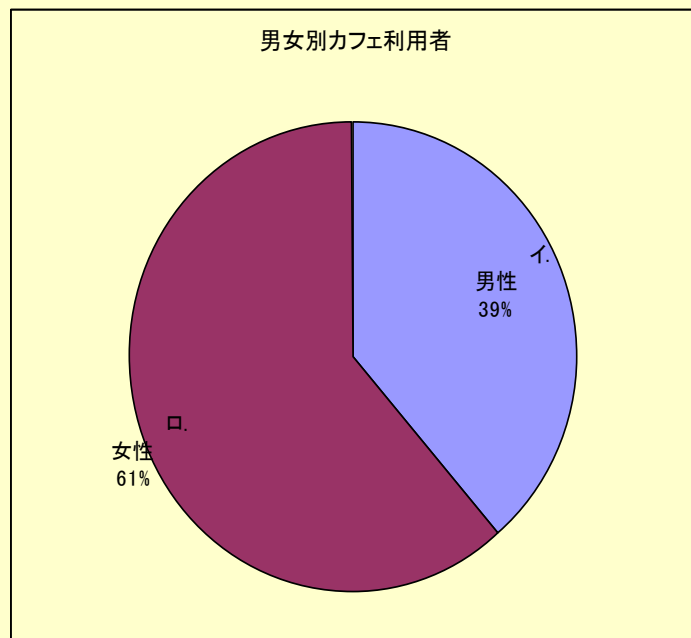
実験日	回答数	施設への意見	自由意見
19日	192	91	85
20日	120	70	82
21日	114	70	63
22日	105	64	49
23日	181	113	121
24日	78	63	52
25日	101	75	74
合計	891	546	526

重要視した項目

アンケートからみたオープンカフェ(1)

■ 利用者特性からは、女性や中高年層による利用が多い。

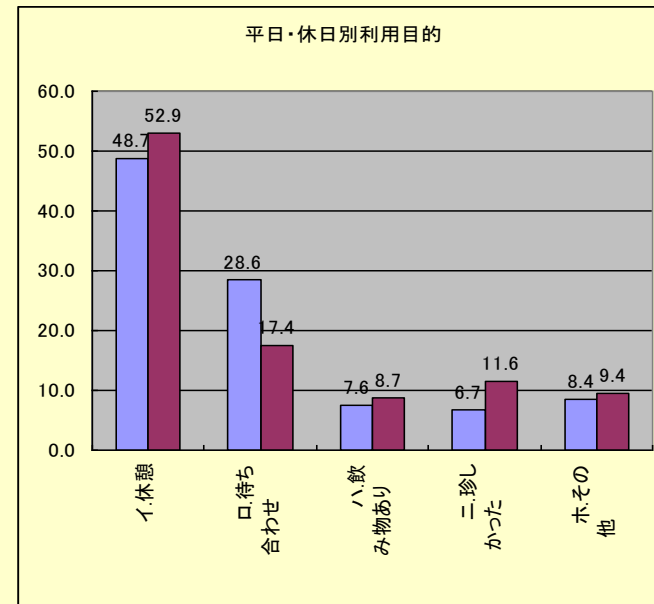
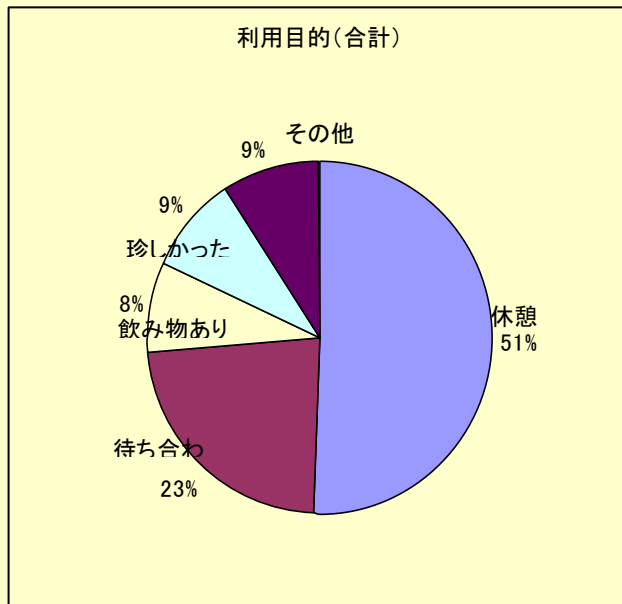
- ・実験期間全体で女性の利用が60%を超える。時間帯が9:30~5:00であり、この時間帯では女性の外出率は高い。
- ・休日では男性の外出率が高まり、同時にカフェの利用も多くなる。
- ・子供連れ、中高年層の休憩施設としてオープンカフェの評価は高い



アンケートから見たオープンカフェ(2)

■ 利用目的は当然休憩が50%を超える。相応しい環境づくりが不可欠

- ・休憩が51%、待ち合わせが23%。この目的で大半を占める。
- ・日本の公共空間では休憩施設が極めて少ない。欧米の町における快適休憩施設への欲求は日本でも高い。
- ・快適環境空間としてオープンカフェを位置づける必要がある。



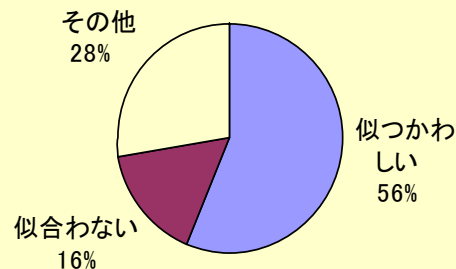
アンケートから見たオープンカフェ(3)

■ 宇野辺駅でのオープンカフェは環境改善を必要とするものの概ね評であった。

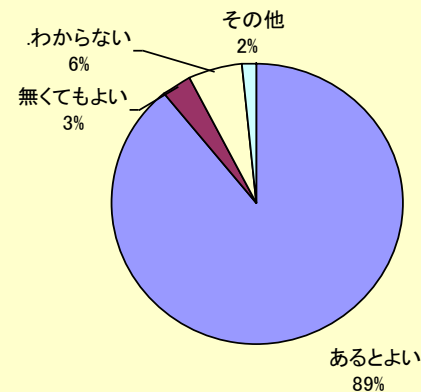
■ 公共空間における休憩施設は不可欠といえるため、道路構造や占用の課題として捉えることが必要である。

- ・宇野辺駅前広場は中央環状線の騒音やガスの影響を受ける場所であるため、今後の展開に当たっては対策が必要である

宇野辺駅でのオープンカフェの印象・評価

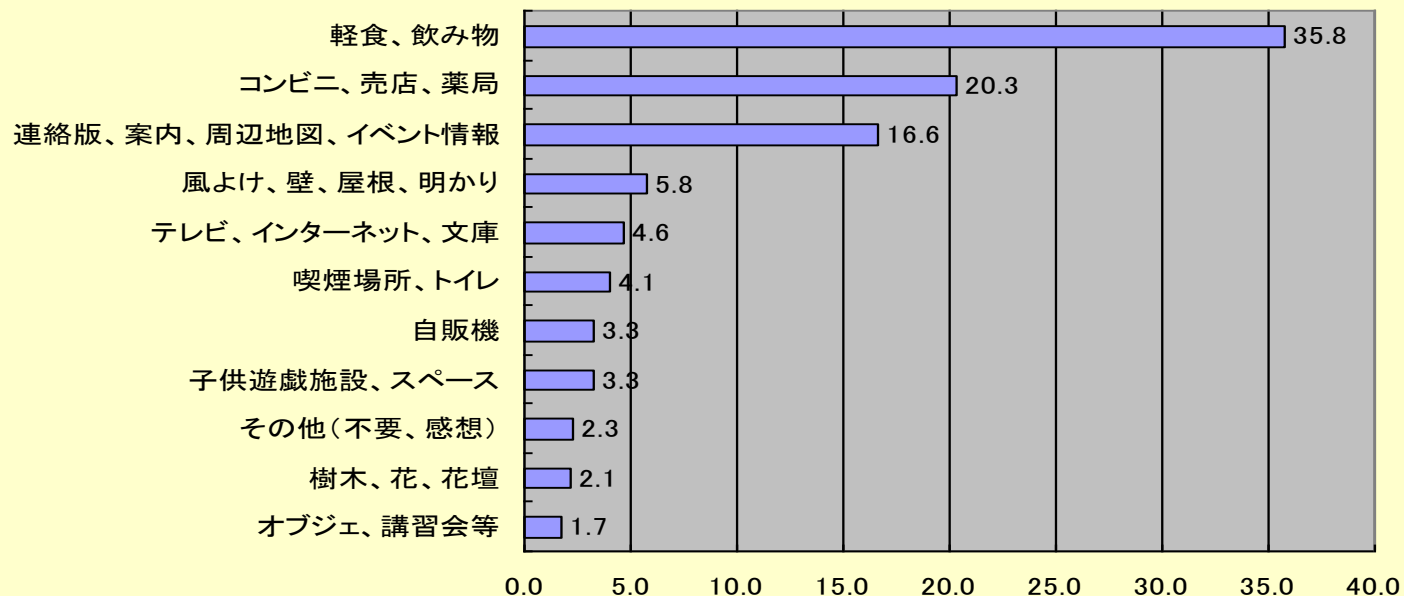


公共空間における休憩施設等について

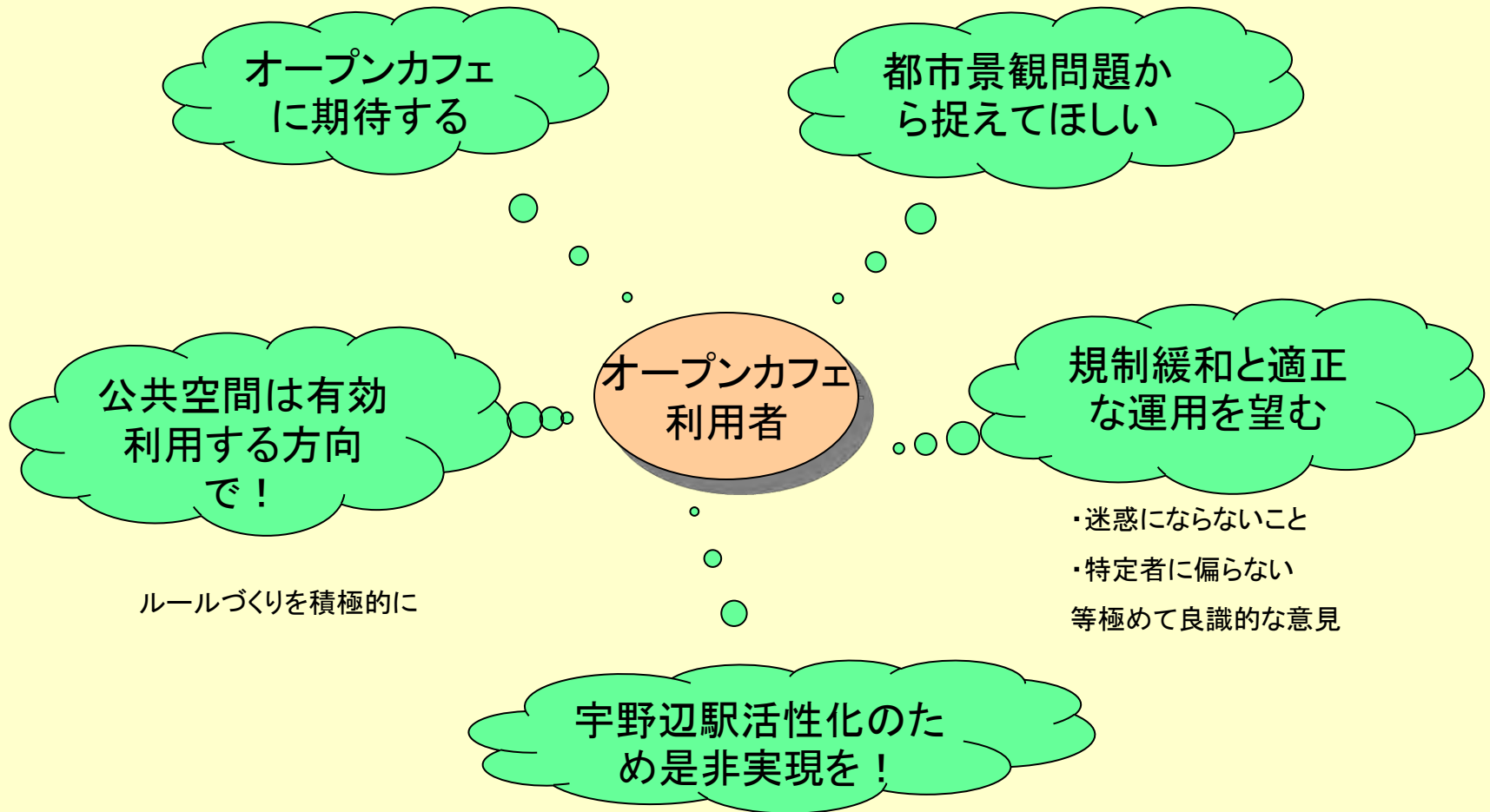


自由意見からのオープンカフェ(1)

- オープンカフェには最低限の飲み物・軽食サービスが不可欠である。
- 地域に親しまれる道路として設置されるカフェには、地域案内や情報サービス施設を同時に設置することが望ましい。
 - ・自販機だけのサービスは利用者は好ましいとは考えていない
 - ・地域の状況に応じ周辺を含めサービス施設のあり方を検討すべきである。
 - ・人々が交流し活性化した公共空間とするには地域との連携が不可欠である
 - ・特徴ある案内図、連絡板が重要な要素となるため、地域からの発想に委ねる



自由意見から見たオープンカフェ(2)



多くの人から意見を寄せられた。「公」のあり方から要望・不満等まで関心の高さを示している。今後の行政へ反映する必要がある

オープンカフェ自由意見

【オープンカフェそのもの】

- ・海外（特にヨーロッパ）のように多くあると良い。外国に似たカフェ
- ・外国のような歩道上のオープンカフェは歩道の狭い所・交通量の多い所はさける
- ・外国の様にオープンな空の下でのくつろぎには駅外は特に良い

【街の賑わいづくり】

- ・街の賑わいや安らぎをもたらす為にも**利用のルールを明確にし多様な利用**をすべき
- ・街の発展には必要
- ・街を明るくするには有効な方法だと思う
- ・マナー違反や治安の悪化につながらないような物なら良い
- ・**マナーを守り**、いつもきれいな公共の場として使用

【地域の活性化のために】

- ・**地域の方が中心**に運営するのがベスト
- ・地域の活性化、広場を明るくする為電灯設置して欲しい
- ・地域の子供の物展示、エスカレーター欲しい、社会実験改善されるならやった方がよい
- ・地域密着型であればどんどん利用できれば良い
- ・**地域密着した有効活用**を望む
- ・**運営はNPO等**が行ってはどうか
- ・営業行為は一定の基準を設けて条件緩和
- ・営利的でなく市民が自由に使用できる空間があっても良いのでは

【公共空間の利用】

- ・公共空間の利用は**用途を審査し認めたら良い**
- ・公共空間の利用方法をもっと市民に訴えるべき
- ・公共の場所だからこそ公共らしくないオープンカフェは素晴らしい。**公共は広い場所を有効に使えていない**。今後の期待大

オープンカフェ自由意見 その2

【利用者の目線】

- 利便性が高まれば**公共施設の付加価値**が高まる（住民の定住化につながる）
- 利用客の多い日時のオープンが良いのでは。有料駐輪場の設置で防犯になるのでは
- **利用者・住民の自主管理と行政補助**が必要
- 利用者が多ければ続けていくべき。休憩できる場所があるのは便利
- 利用者に支持される施設であれば柔軟に認めていくべき。実験でよい結果が出れば**本格実施**できる仕組みが必要

【法的規制等】

- ある程度の規制は必要,個別の利用は問題
- **ある程度の法規制**を持ちながら歩道空間を**フレキシブルに利用**できる空間も欲しい
- 区域限定商業施設であると良い。民間と共同でのカフェ。一過性で終わらず次の展開へ進めるべし
- 空間利用の**公共性判断**は難しいと思うがそれを考慮して利用できれば、但し**行政側の一方的な判断**は困る
- 安全や事故時の責任問題等多くのハードルはあるが、**地域の連携**で可能にしないと変わらない
- 憩いの場としての利用なら認めても良い、もっと有効活用すべき
- 憩いや安らぎの為**必要最低限のものは認めるべき**

【社会実験について】

- **色々な可能性を探る為の実験**は今後も必要と感じる
- 色々な実験をして欲しい
- 色々問題はあと思うが地域活性化にもこの様なカフェは良い。貸出文庫、タクシー常設自転車に乗れない人の為のシャトルバスも欲しい

オープンカフェの評価（今後の展開に向けて）

■ 宇野辺駅でのオープンカフェの社会実験は、駅活性化や地域の顔づくりのための礎である。その評価は実現に向けての鍵となる。

- 1 利用者の期待に応えることが出来た
- 2 通行の支障にならないような空間のルールづくり
- 3 休憩施設として備えるべき条件が明確になった
- 4 規制緩和や法的規制は一般利用者の考えを尊重する
- 5 地域連携のため広く意見を聞くことが必要

オープンカフェ実現のための提案(1)

■ 道路法

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

オープンカフェ実現のための提案(2)

—前提— オープンカフェは臨時的な(恒久的でない)占用物件として位置づけ、【民】が設置・管理・運営する

提案-1

道路法三十二条一項六号にオープンカフェを追加する

提案-2

運営主体及び申請者

- ・公的性格を有する団体: 鉄道事業者、第三セクター、公社、協会等
- ・事業目的の一環で行うNPO法人等: NPO法人、社団・財団法人等
- ・個人の場合は地元協議会を結成できる場合

提案-3

行政機関において道路活用検討会(仮称)を設置

- ・道路空間を積極的に活用するため道路管理者としての基本計画を策定する。道路および駅前広場を対象とする。
- ・地域の状況を優先し、詳細は申請時に個別に審査

オープンカフェ実現のための提案(3)

提案-4

収益金及びその還元

- ・オープンカフェの収益金は占用料に充当するとともに一部は、道路清掃や美化費用とする(申請時に明記)
- ・設置者は地域の活性化のため寄付や支援を求める

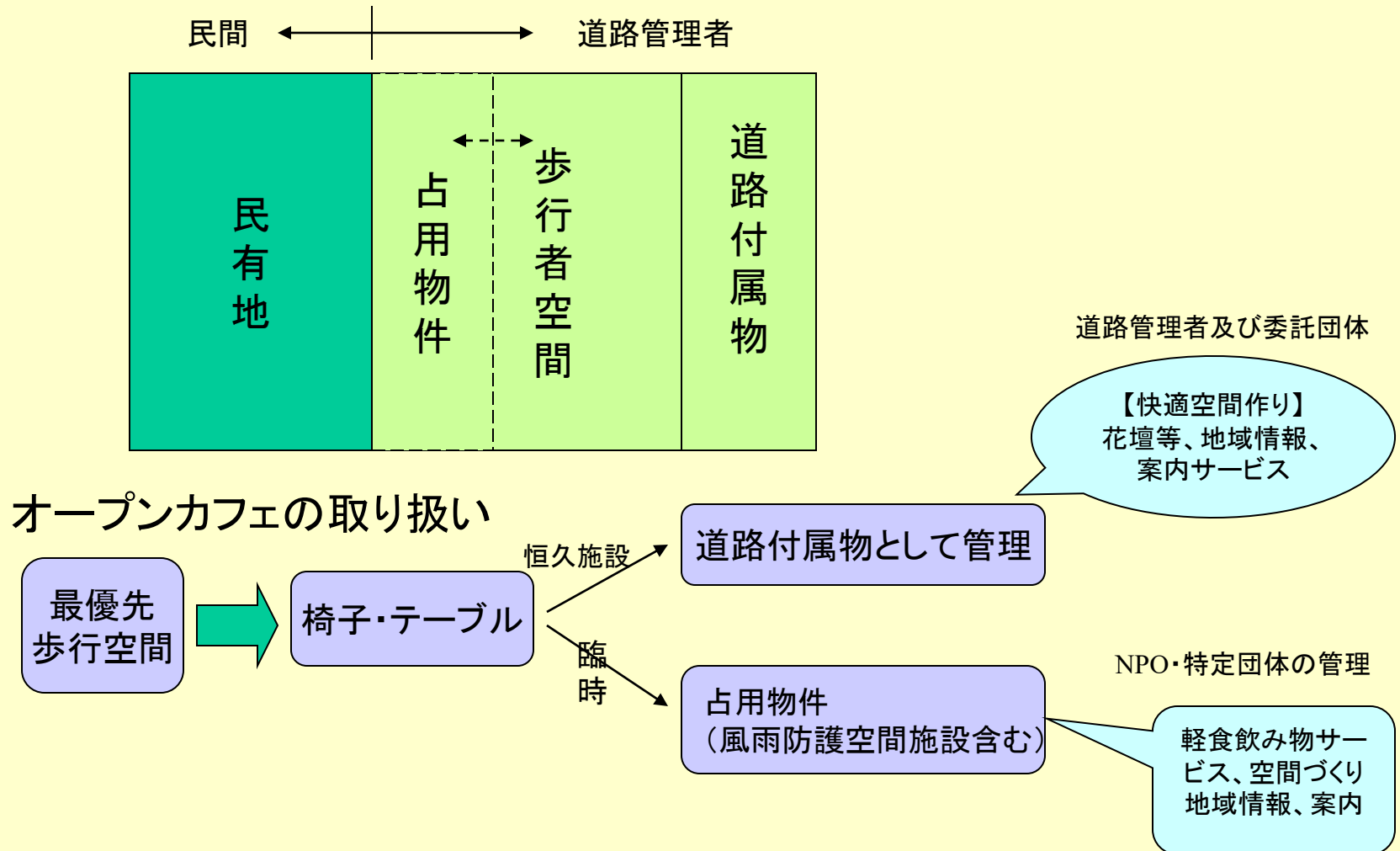
提案-5

駅前広場等での特例

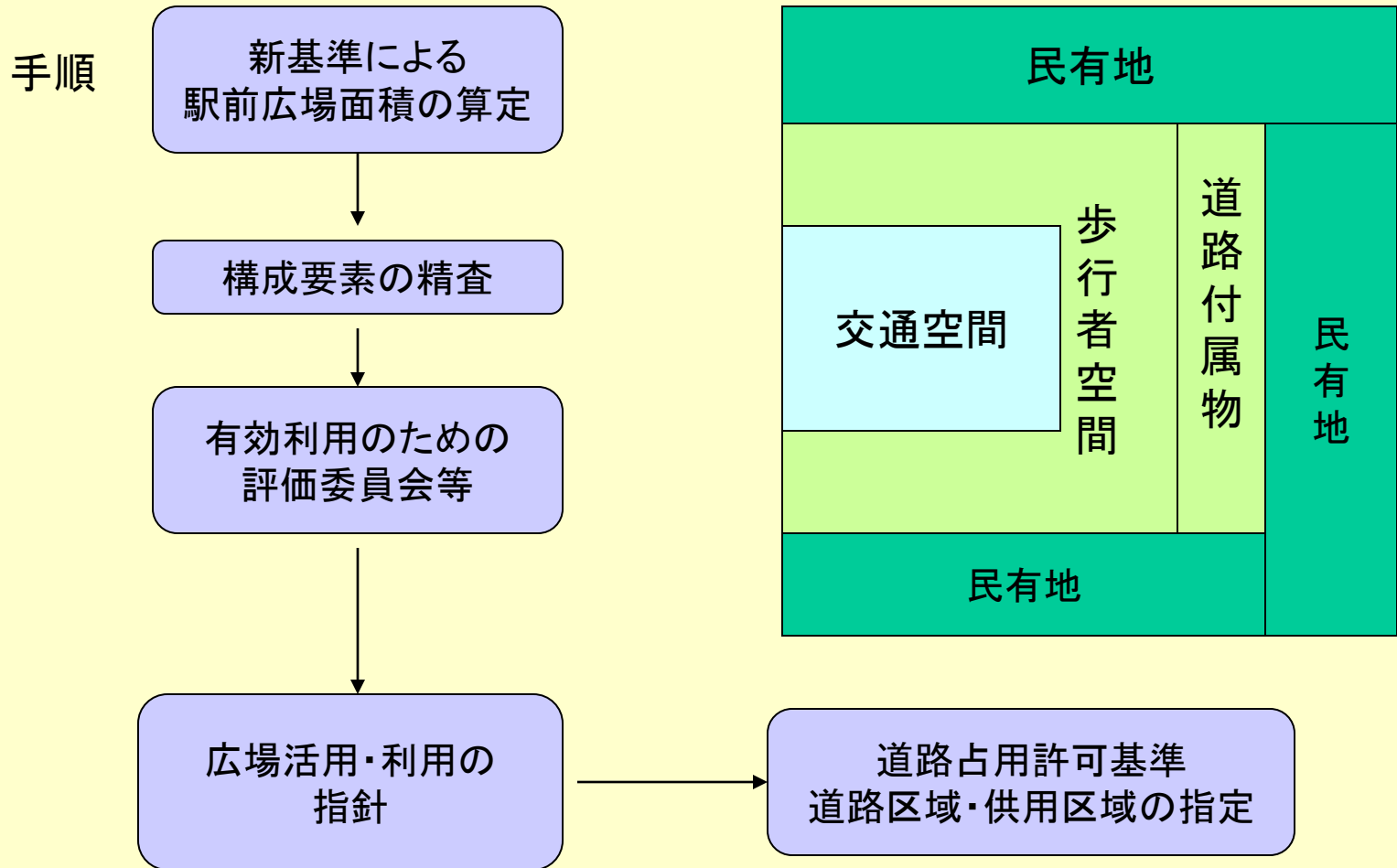
- ・駅前広場は地域の顔としての整備が必要であり、新たな展開のために道路区域や施設配置について別途の検討による

公共空間の利用ー歩道・交通広場

CASE-1: 一般歩道におけるオープンカフェ (民の関与は可能か)



CASE-2: 交通広場におけるオープンカフェ



オープンカフェ